

交差点カメラ及び交通事故自動記録装置のあり方検討

対象受検機関：警察本部交通部交通捜査課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 交差点カメラ</p> <p>(1)概要 大阪府警察が全国の都道府県警察に先駆けて、平成25年3月から、ひき逃げ事件、交通事故及び街頭犯罪が多い交差点に、交通事故捜査及び交通事故抑止効果を目的として設置している。 24時間常時録画され約14日間データが保存されるため、交通事故だけでなく街頭犯罪の捜査など幅広く活用されている。 ・平成26年度末現在の設置数 74交差点、計194台 ・平成27年度末までの新設予定 32交差点、計 76台</p> <p>(2)設置の明示 交差点カメラシステム運用要綱に基づき、信号柱等には「カメラ作動中」と表示された広報板（白地に黒文字、幅12センチ×長さ35センチ程）が設置されている。 これにより、警察官が交差点活動を実施しているのと同様な効果があり、車両運転者や歩行者等に対し緊張感を喚起することで交通事故の抑止に一定の効果が得られるとしている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【交差点カメラシステム運用要綱】 第3 設置場所等 2 交差点カメラの設置場所の明示 交差点カメラの設置に当たっては、設置交差点の周辺の適当な場所に、交差点カメラが設置されていることが通行人等に明らかになるよう表示を行うものとする。</p> </div> <p>2 交通事故自動記録装置（以下「自動記録装置」という。）</p> <p>(1)概要 科学的に交通事故原因の究明を図るため、交通事故が発生した場合に衝突音等を感知し、事故発生前後8秒間の映像等を記録する。 国費により平成12年度から平成16年度までの間に、計73交差点に設置（うち1交差点分は団体からの寄付）。 平成27年7月15日現在、17台が故障の状態である。</p>	<p>1 交差点カメラ設置箇所について現地調査を実施したところ、設置を表示する長さ35センチ、幅12センチの大きさの広報板で、高所に設置されているものがあつた（平野警察署管内「瓜破交差点」）。 一方、大阪府警察が街頭犯罪等の抑止も目的として設置している防犯カメラについては、広報板が目線の高さに設置されているもの、大きさ、色等が交差点カメラのもの比べてより視認しやすいものが、現地調査により確認された（南署管内「南署北西角」・西成署管内「JR新今宮駅南側」）。</p> <p>2 自動記録装置については、平成23年度時点で故障が判明していた機器があつたにもかかわらず、修理や撤去を行うことなく、平成26年度まで従前どおりの保守点検が行われていた。</p>	<p>1 交差点カメラについては、交通事故等の抑止効果を高めることも目的となっていることから、防犯カメラの例も踏まえ、広報板の大きさ、色、設置場所等について工夫するなど、表示の効果が高まるよう検討されたい。</p> <p>2 故障機器については、判明した時点でできるだけ速やかに修理や撤去を行うなど、適切に対応されたい。</p>

(2) 自動記録装置の故障機器への保守点検実施

機器の保守点検業務は、製造メーカーごとに3社と個別に契約を行っているが、大阪府警察においては、平成26年度当初において修理不能となっている故障機器が14台あることを把握していた。

保守点検業者	契約台数	故障台数	契約金額	故障判明時期
A社	12台	11台	3,693,600円	H23: 5台、H24: 2台、 H25: 4台
B社	30台	3台	4,860,000円	H24: 1台、H25: 2台
C社	31台	0台	10,378,800円	—
計	73台	14台	18,932,400円	

3 交差点カメラと自動記録装置の比較

	交差点カメラ	自動記録装置
設置台数	194台	73台（うち寄付1台）
設置費用負担	府費 385,096,950円	国費 127,491,840円 寄付 2,257,500円
維持費等	減価償却費 143,256,576円 修繕費 216,000円	保守点検費 18,932,400円 修繕費 なし
目的	設置交差点内で発生した交通事故原因の究明、ひき逃げ事件、街頭犯罪等の捜査	設置交差点内で発生した交通事故原因の究明
設置年度	平成24年度～	平成12年度～平成16年度
記録媒体	フラッシュメモリ（4GB） →HDD（750GB）	HDD →VHS（ビデオテープ）
記録方法	常時、フラッシュメモリに保存され、メモリが一杯になるとHDDに書き込まれる。映像はHDDに約2週間保存される。	常時、HDDに約8秒間上書記録が繰り返され、衝突音を感知した際に前後4秒（計8秒）がVHSに保存される。
記録データの取得・取込	必要な際、専用パソコンと脚立を持参し、LANケーブルを接続して行う。	ビデオテープを回収して行う。なお、記録済テープの回収・交換は、定期的に担当者が実施。
捜査活用件数（平成26年中）	280件	23件

### 措置の内容

交差点カメラは交差点内に設置していることから、その表示板は当該交差点内の信号柱を有効活用し、そこに巻き付ける方法で設置している。信号柱には信号機、歩行者用信号機、道路標識等多くのものが設置されており、防犯カメラの表示板とは設置環境を異にしている。

表示板の大きさは信号柱の幅に収まりかつ正面から文字が認識できること、色は交通信号機と見間違えて交通事故を誘発しないこと、設置場所は道路上や低い位置に設置して交通の妨げにならず、落書き・損壊の被害を受けないこと等を考慮し、現在の仕様としている。

本件について検討した結果、表示板の大きさ、色、設置場所等、視認しやすいとの具体的な基準はない上、現在の表示板でも、通常の通行人等からは十分に視認でき、表示効果はあるものと判断した。

交通事故自動記録装置の故障機器については、平成26年当初に修理不能と判明した段階で撤去費用の予算要求を行い、平成27年度に予算が認められたため、今年度中に15台撤去する。残りの機器については、今後予算要求し、措置され次第全て撤去する。

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年8月21日、事務局：平成27年5月26日から同年7月17日まで）